

前 金	部分払い
有	—

令和6年度
水 施 第 7 号

高茶屋浄水場監視設備設置工事 設計書

工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び監督員の指示による。

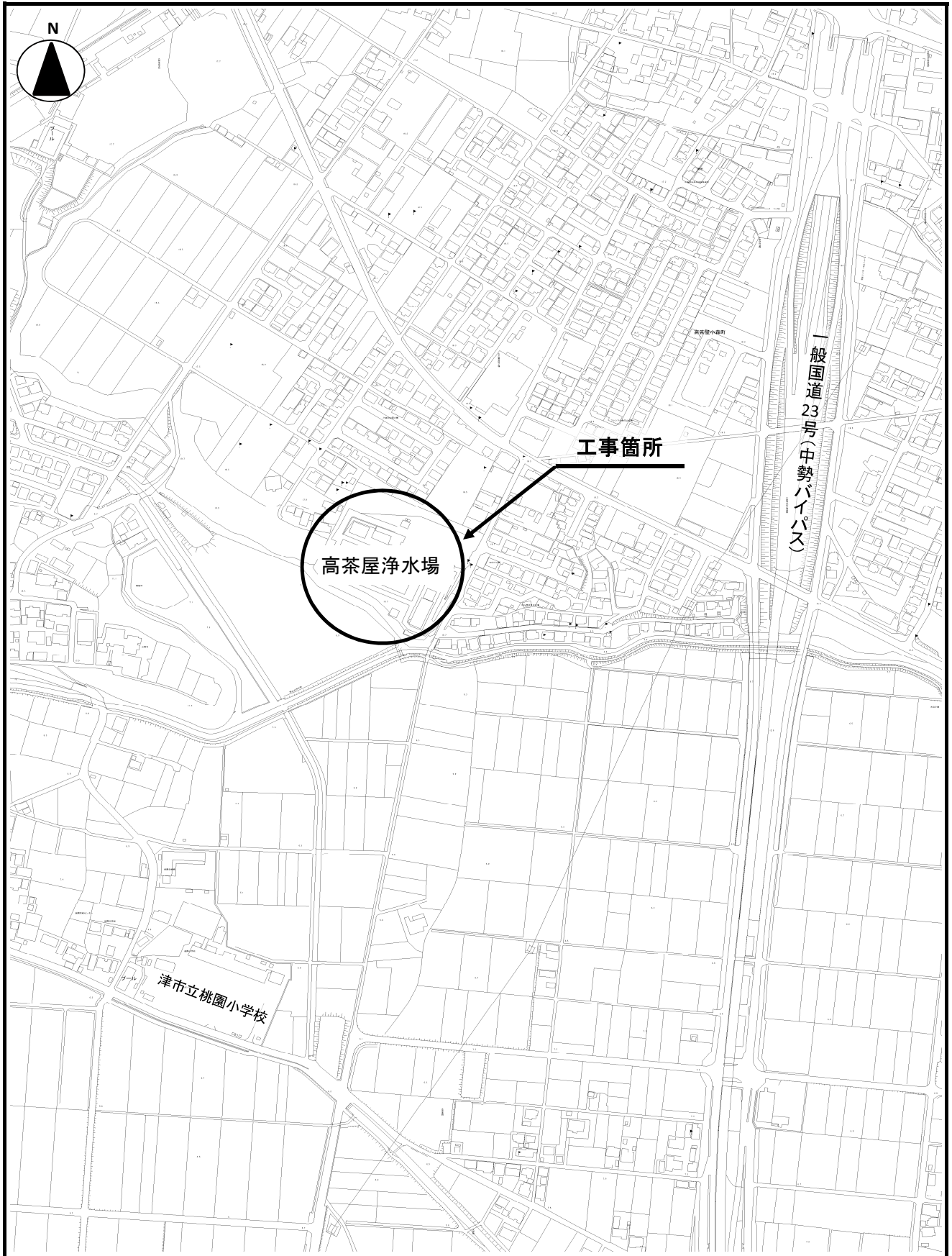
津市上下水道事業局
水道施設課

令和 6 年度 水 施 第 7 号	工 事 設 計 書	局 長	
		局 次 長	
工 事 名	高茶屋浄水場監視設備設置工事	課 長	
		検 算 者	
施 工 場 所	津市高茶屋小森町地内	調 整・担 当 主 幹	
		担 当 主 幹	
設 計 金 額	¥ 一 (内消費税等相当額 円)	担 当 副 主 幹	
		担 当	
工 期	令和 7 年 2 月 2 8 日 限 り	設 計 者	
		工 事 の 大 要	
1. 監視設備設置		一式	

位置図

令和6年度水施第7号
高茶屋浄水場監視設備設置工事

1 : 5000



内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単価	金 額	摘 要
本工事費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—	—	
		機器費		1	式	—		第1号明細表のとおり
	工事原価			1	式	—	—	
		直接工事費		1	式	—	—	
			材料費	1	式	—		第2号明細表のとおり
			労務費	1	式	—		第3号明細表のとおり
			複合工費	1	式	—		第4号明細表のとおり
			直接経費	1	式	—		第5号明細表のとおり
		直接工事費計						
		間接工事費		1	式	—	—	
			共通仮設費	1	式	—		
			現場管理費	1	式	—		
			据付間接費 (技術者)	1	式	—		
			据付間接費 (機器)	1	式	—		
		間接工事費計						
		据付工事原価						
	工事原価計							

内 訳 表

[illegible]

第1号 明細表 機器費

[illegible]

第2号 明細表 材料費

細 別	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
制御ケーブル 同軸ケーブル（屋外用） S-5C-FB		123.0	m			
制御ケーブル UTPケーブル（屋内用） Cat6		16.5	m			
電線類付属材料		1	式	—		
電線管類 G16		8.8	m			
電線類付属材料		1	式	—		
プルボックス（SUS・WP） 200×200×100		2	個			
露出用四角ボックス（取付自在蓋）		2	個			
マルチカート		1	台			
補助材料費		1	式	—		
合 計						

第3号 明細表 労務費

[illegible]

第4号 明細表 複合工費

[illegible]

第5号 明細表 直接経費

[illegible]

令和 6 年度水施第 7 号

高茶屋浄水場監視設備設置工事

仕 様 書

津市上下水道事業局
水 道 施 設 課

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市上下水道事業局が発注する次の工事等に適用する。

- (1) 工事名 令和 6 年度水施第 7 号
 高茶屋浄水場監視設備設置工事
- (2) 施工場所 津市高茶屋小森町地内

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 建設業法
- (2) 水道法
- (3) 消防法
- (4) 計量法
- (5) 労働基準法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 建築基準法
- (8) 建設リサイクル法
- (9) 三重県公共工事共通仕様書
- (10) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- (11) 電気事業法
- (12) 電気用品安全法
- (13) 日本電気協会内線規程（JEAC）
- (14) 電気規格調査会規格（JEC）
- (15) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (16) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (17) 日本電池工業会規格（SBA）
- (18) 日本照明工業会規格（JLMA）
- (19) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (20) 日本溶接協会規格（WES）
- (21) 日本産業規格（JIS）
- (22) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書（JWWA）
- (23) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）
- (24) その他関係法令、条例及び規格等

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議のうえ決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1) 騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2) 地下水のかん養（雨水浸透等）

(3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4) 廃棄物の適切な処分

(5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。本仕様書及び図面に記載していない場合であっても、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するもののほか、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

(1) 着手時に提出するもの（契約日から7日以内）

ア 工事着手届	1 部
イ 現場代理人及び主任（監理）技術者選任届	1 部
ウ 工程表	1 部
エ 工事カルテ登録内容確認書（500万円以上）	1 部
オ 環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上）	1 部
カ 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく 計画書、実施書類（必要な場合）	1 部
キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（必要な場合）	1 部
ク 建設業退職金共済掛金収納書	1 部

(2) 工期内に適時提出するもの

ア 打合せ議事録（工事打合簿）	※下記事項に付随して2部提出又必要部数
イ 施工計画書（30日以内）	2 部
ウ 施工体制台帳の写し（必要な場合）	2 部
エ 部分下請負通知書（必要な場合）	2 部
オ 承諾図書	2 部

カ	段階確認書（随時）	2 部
キ	機器（材料）確認調書	2 部
ク	使用材料調書	2 部
ケ	工事履行状況報告書（翌月 4 日以内）（必要な場合）	2 部
コ	諸官庁届出書（必要な場合）	必要部数
サ	工事検査要求書（必要な場合）	2 部
シ	社内検査要領書（検査前）	2 部
ス	社内検査成績表（検査後）	2 部
セ	施工要領書（図面含む）	2 部
ソ	試運転要領書（試運転前）	2 部
タ	試運転成績表（試運転後）	2 部
チ	安全教育、研修・訓練報告書等	2 部
ツ	その他必要な書類	必要部数

(3) 完成時に提出するもの

ア	完成報告書	2 部
イ	工事完成写真（主要な部分を抜粋したもの）	2 部
ウ	完成図書 製本（金文字・黒表紙）	2 部
エ	工事写真帳（全体）	1 部
オ	施工監理記録	1 部
カ	安全管理資料	1 部
キ	電子データ（完成図書データ・写真の C D を完成図書に挟み込み）	1 部
ク	その他必要な書類	必要部数

10 試験及び検査

- (1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の 10 日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

- (1) 写真の分類
 - ア 施工前、施工中及び完成（同一アングルにて撮影のこと）の 3 種類を撮影し、A 4 縦用紙に、上（施工前）・中（施工中）・下（完成）の順に配する。
 - イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
 - ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
 - エ 安全管理写真
 - オ 材料検収写真
 - カ 品質管理写真
 - キ 出来形管理写真
- (2) 写真の色彩、大きさ
 - カラー・サービスサイズ
- (3) 写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づいて行うものとする。

イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

ウ 写真には、下記の項目を記載した小黒板（電子黒板）を被写体と共に写しこむこと。

- ① 工事名
- ② 発注者名（津市上下水道事業管理者）
- ③ 施工部名
- ④ 施工内容（工種、機材名、寸法、使用機械の能力等）
- ⑤ 受注者名

12 施工管理

- (1) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策及び安全教育を十分に行之、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 作業主任者の選任

- (1) 受注者は、労働災害を防止するため、作業主任者を選任すべき作業において作業主任者を選任し、必要な指揮・点検・監視等を行うこと。
(例) 足場の組立て等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、ガス溶接作業主任者、有機溶剤作業主任者、あと施工アンカー、クレーン、玉掛作業等
- (2) 上記に係る免許証又は講習修了書等の写しを発注者に提出すること。

14 衛生管理

- (1) 施工箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、池内及びその上部での油脂や薬剤等飲料水に不適なものは使用しないこと。周囲で使用する場合にあっては、発注者と協議のうえ決定すること。
- (2) 作業従事者は、必要により水道法第21条による健康診断（検便）を受け、その診断結果を発注者に提出し、承諾を得て従事すること。（有効期間は概ね6か月以内）

15 竣工

- (1) 施設等の受け渡し（引き渡し）
工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2) 技術指導
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3) 保証
ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。
イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。
エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

16 疑義

- (1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会（照査）し、説明を受けること。
- (2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

17 その他

- (1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 別紙、特記仕様書（施工条件明示一覧表）参照

第2章 特記仕様

第1節 工事の概要

本工事は、高茶屋浄水場において監視カメラ設備の設置工事を行うものである。

第2節 設置場所別の機器構成

設計にあたっては十分に調査のうえ、機器の性能・役割を満足するものとする。

1. 高茶屋浄水場	屋外4Kハウジング一体AIカメラ	2台
	ネットワークビデオレコーダー	1式
	PoEスイッチ	1台
	液晶モニター	1台
	PoE対応TLCモデムセンター機	1台
	PoE対応TLCモデムターミナル機	1台
	センサーライト（ソーラー電池式）	8台
	その他必要なもの	1式

第3節 機器等の仕様

1. 屋外4Kハウジング一体AIカメラ

1) 電源	DC12V, PoE (IEEE802.3af 準拠)
2) 撮像素子	約1/1.8型CMOSセンサー
3) 有効画素数	約840万画素
4) 走査方式	プログレッシブ
5) 最低照度	カラー：0.06 lx、白黒：0.03 lx(F1.5)/0 lx(IR LED点灯時)
6) ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX、RJ45コネクター
7) 画像解像度	[16:9] 3840/2564/1920/1280/640/320(30/25fpsモード)
8) 画像圧縮方式	H.265・H.264、JPEG ※独立に4ストリームの配信設定が可能
9) スマートコーディング	GOP制御
10) レンズ部	f=4.3mm～8.6mm (2.0倍、電動ズーム/電動フォーカス)
11) セキュリティ	ユーザー認証、ホスト認証、HTTPS

- | | |
|-------------|--|
| 12) 防 水 性 | IP66、Type4X、NEMA4X 準拠 |
| 13) 耐 衝 撃 性 | IK10 |
| 14) 機 能 | アドバンスド親水コート、インテリジェントオート、スーパーダイナミック、逆光／強光補正、カラー／白黒切換、IR LED、VMD、AF、AI 動作検知、SD カードスロット |
| 15) AI 動作検知 | 検知条件：2 つまで設定可能
検知オブジェクト：人物、二輪車、車
検知モード：侵入検知、滞留検知、方向検知、ラインクロス
設定：感度、時間、奥行、検知ライン（8 つ） |
| 16) そ の 他 | 吊り金物・落下防止ワイヤー共 |

※参考型番 WV-S15700-V2LN（カメラ）

WV-XAE200WUX（機能拡張ソフトウェア）

2. ネットワークビデオレコーダー

- | | |
|------------|--|
| 1) 電 源 | AC100V 60Hz |
| 2) カメラ接続台数 | 標準 5 台（最大 20 台） |
| 3) 録画圧縮方式 | H. 265（対応カメラ接続時）・H. 264、JPEG |
| 4) H D D | 8TB |
| 5) 入 出 力 | 映像音声出力端子：HDMI×2、
LAN ポート：RJ-45×2
USB 端子：[USB3.2 Gen2×1] ×2、[USB2.0] ×1 |
| 6) モニター出力 | 最大出力解像度 4K |
| 7) 表示モード | ライブ：1/2/3/4/5、シーケンシャル、全画面表示
録画再生：1 画面、4 画面、5 画面、全画面表示 |
| 8) 機 能 | 日時指定検索、アラート通知（警告音、ネットワークパトライ
トとの連動） |
| 9) そ の 他 | 対応ネットワークパトライト（3 段 RYG）共
常時インバータ給電方式 UPS（500VA）付属
有線式光学マウス 1 台付属 |

※参考型番 DS-2205B UHD/800（レコーダー）

NHV4-3DRYG（パトライト）

3. PoEスイッチ

- 1) 電 源 AC100V 60Hz
- 2) ポ ー ト 10/100/1000BASE-T、給電可能ポート 1～8
- 3) 給 電 機 能 PoE (IEEE802.3at)、最大 130W (8 ポート計) 給電可能

※参考型番 APLGS110GTPOE

4. 液晶モニター

- 1) 電 源 AC100V 60Hz
- 2) 画面サイズ 21.5 型ワイド
- 3) 画 素 数 1920×1080 画素
- 4) 液晶パネル IPS/ADS パネル
- 5) 入 力 端 子 HDMI、DVI-D
- 6) そ の 他 HDMI ケーブル付属

※参考型番 LCD-AH221EDW-B

5. P o E 対応 T L C モデムセンター機

- 1) 使用周波数 2～28MHz
- 2) 通信方式 HD-PLC
- 3) 変調方式 Wavelet 変換 OFDM 方式
- 4) 伝送実行速度 65 (TCP)・90 (UDP)Mbps※ターミナル機 1 台接続時
- 5) 接続端子 BNC 端子・100BASE-TX/10BASE-T LAN 端子
- 6) 電源 AC100V 60Hz

※参考型番 TLC-10PC2A

6. P o E 対応 T L C モデムターミナル機

- 1) 使用周波数 2～28MHz
- 2) 通信方式 HD-PLC
- 3) 変調方式 Wavelet 変換 OFDM 方式
- 4) 伝送実行速度 65 (TCP)・90 (UDP)Mbps※ターミナル機 1 台接続時
- 5) 接続端子 BNC 端子・100BASE-TX/10BASE-T LAN (PoE) 端子
- 6) 電源 BNC 端子より受電

※参考型番 TLC-20PTA-B

7. L E D センサーライト (ソーラー電池式)

1) 動作電源	リチウムイオン電池 3.2V 1500mAh
2) 検知方式	パッシブインフラレッド方式
3) 検知エリア	水平 180° 程度、距離 8m程度
4) 全光束	500 lm 程度
5) 防水性	IP65 以上
6) ソーラーパネル部	出力：5.5V/1W 以上 電源コード：5m 以上

※参考型番 DSLD05SD1

第4節 機器の試験・試運転調整

本工事で機器据付後に運転状況の確認を行うとともに、その結果を書面にて提出するものとする。

第5節 工事の留意事項

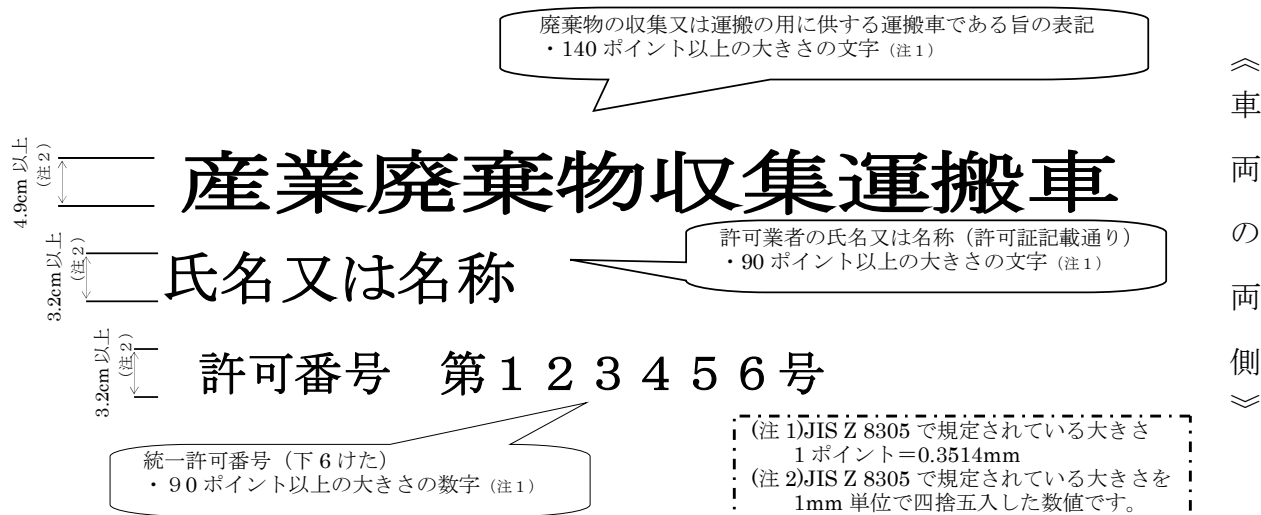
- (1) 本工事は、本施設の通常の施設運用を継続しながらの施工となるため、市の監督員と綿密な打ち合わせを行い、施設の運転に支障が無きよう留意するものとする。
- (2) 施工計画に基づき、作業の安全と確実性を図ること。
- (3) 原則として、土、日曜日、祝日等は休工とする。
- (4) 現場施工期間中においては周辺環境に配慮し、工事場所に、工事名、工期、発注者、受注者、連絡先等を記載した掲示を行うこと。
- (5) 撤去機器、残材については、請負者において、法令等に基づいた適正な処分を行うものとする。

第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

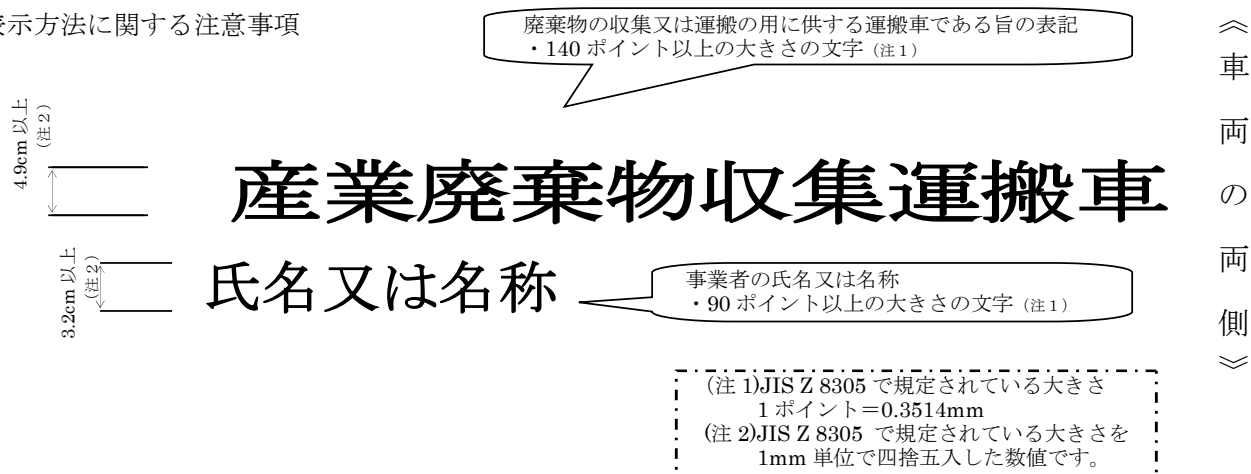
産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを手体にて固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

No. 1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容	
仕 様 関 係	☒ 共通の仕様	☒ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）は、三重県公共工事共通仕様書に優先する。 ☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用 ☒ 本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約約款、設計図書及び三重県公共工事共通仕様書等に基づき、施工・手続き等が適切に実施されていることを常に監督員と共有し、確認すること。 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）（一部改正：令和2年4月）を参考とする。 ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用	
	☐ 公園工事の仕様	☐ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事共通仕様書（令和6年5月）に準ずること。 ☐ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準（令和6年5月）に準ずること。	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ） ☐ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ） ☐ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ） ☐ 工種（ ）について、施工日の即日開放を原則とする。 ☐ 工種（ ）について、事前に（ 警察署）と立会を行い、確認後、施工すること。 ☐ 工期は、繰越手続きが完了後、（ ）年（ ）月（ ）日までに変更します。 ☐ 協議が必要な機関連名（ ） 協議完了見込み時期（ ） ☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ） ☒ 施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。また、移設場所及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。	
	☒ 地下埋設物等の損害	☒ 地下埋設物及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修するとともに、周辺住民に対して適切な処置を講じること。	
	☐ 官公庁への手続き等	☐ 道路の使用許可申請及び消防長への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写しを監督員に提出すること。	
	☒ 通学路確認	☒ 工事箇所を通学区域とする学校に確認し、通学路であった場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保すること。また、学校との協議結果を監督員に報告すること。	
	☐ 部分使用	☐ 部分使用箇所（ ） ☐ 部分使用時期（ ） ☐ 部分使用目的（ ） ☐ 部分引渡し指定部分（ ） ☐ 部分引渡し時期（ ） ☐ その他（ ）	
	工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり （別途工事名： ） ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	
		☐ 工期 ☐ 他機関との協議が未完了 ☐ 占用物件との工程調整の必要あり ☒ 支障物件の移設	

津市上下水道事業局
令和6年7月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
用地関係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図等） ☐ No. 月 年 月頃 ☐ No. 月頃 ☐ 別途協議） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 ☐ 年 ☐ 月頃 ☐ 別途協議）
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ☐ 別途協議） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ☐ 年） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ☐ 年） ☐ その他（ ☐ 年）
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり	☐ 制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他（ ☐ 別途協議） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ☐ 年） ☐ その他（ ☐ 年） ☐ 施工時期（ ☐ 年）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前調査 ☐ 近接家屋の事後調査 ☐ 調査方法（ ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ☐ 年） ☐ 調査資料（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ☐ 年） ☐ 調査結果（ ☐ 別途協議） ☐ 家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書に基づき調査を実施すること。また、調査に従事する者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者を充てること。なお、身分証明書交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。
	☐ 地下水位低下	☐ ウェルポイント、近接家屋の事前調査完了後に着手すること。また、工事現場周辺の井戸調査を行い、井戸が残存する場合は、井戸の水位の変化に細心の注意を払うこと。なお、近接家屋の事前箇所及び井戸調査範囲は、監督員と協議すること。
	☐ その他（ ☐ 年）	
安全対策関係	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ☐ 年） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ☐ 年） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ☐ 年） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ☐ 年） ・制限内容（ ☐ 年）
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☒ 事故連報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☐ 掘削（床掘り）	☐ 図面に表記した掘削及び床掘ラインは、数量算出に用いたものであり、掘削の深さ、掘削を行っている期間、土質条件、地下水の状況及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案し、安全かつ確実に施工すること。
	☒ 作業後の現場確認	☒ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ 年） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ☐ 年） ☐ 別途協議）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 交通誘導警備員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☐ 交通誘導警備員の配置人員数 ☐ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 積上げによる算出 配置人員数（ 人）（うち交通誘導警備員A（ 人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☐ 交通誘導警備員の配置時間（ ） ☐ 交通誘導警備員の配置期間（ ） ☐ 交通誘導警備員配置の対象工種（ ） ☒ 定期安全研修・訓練等 安全教育及び安全訓練等は、工事着手後、作業員全員（交通誘導警備員含む）の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施すること。また、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。なお、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料及び写真を整備及び保管し、監督員及び検査員に提示すること。 (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2)当該工事内容等の周知徹底 (3)工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4)当該工事における災害対策訓練 (5)当該工事現場で予想される事故対策 (6)その他、安全・訓練等として必要な事項 ☒ 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。 (1)工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2)全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1)月当たり半日以上時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2)資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3)現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4)KY及び新規入場者教育の方法 5)場内整理整頓の実施 6)その他安全に関する取組み
	☒ 安全巡視等	安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、KY活動、IBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置	☒ 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月 1 回以上とする。なお、実施状況を記録した資料（実施状況写真があることが望ましい）を保管し、監督員及び検査員に提示すること。
	☒ 新規入場者教育	☒ 新規入場者教育等（交通誘導警備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 受入料金あり ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ））
	☐ 建設発生土受入地未定	☐ 受入地未定につき別途協議する。（ ☐ 暫定運搬距離 L＝ km ☐ その他（ ））
	☐ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の処分地（ ☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別途図書（ ） ☐ 別途協議（ ））
		【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】
		☐ 処分場の受入条件（ ）
		☐ 舗装切断時の排水処理
		アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
		☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	☐ 再生資源利用計画	☐ 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	☐ 再生資源利用促進計画	☐ 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から撤出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
工事用道路関係	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されたいないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間に別に定める様式に産業廃棄物納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することではない。
	☒ 産業廃棄物処理	☒ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提出すること。
		☒ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめるとともに監督員に提示すること。また、完成検査時に検査員に提示すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
	☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
		☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
		☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

（注） 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
☒ 施工条件	☒ 施工	☒ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）に明示されていない事項であつても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担において処理すること。 ☒ 工事期間中（養生期間中を含む）の工事箇所隣接する乗入れについて、所有者（使用者）と施工前に協議し、施工時間の調整を行い、必要に応じ鉄板等を用いるなど乗入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗入れの形態を所有者に事前に説明し、了承を得ること。 ☒ 排水構造物の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨時の措置を講じること。 ☒ 受注者は、工事箇所官民若しくは住民の境界を示すもの（杭、錠、プレート等）が発見された場合は、オフセット等境界を示すものの位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前に監督員に報告すること。 また、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手すること。 ☒ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）に準拠すること。 ☒ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に防塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 ☒ 既存排水施設等に影響を及ぼす恐れのある濁水（土粒子を多量に含むもの）は、沈砂または濾過施設を通すなど濁りの除去等の行った後、放流すること。また、万が一環境に影響を及ぼす事態が発生した場合は、受注者の責において解決に当ること。 ☐ 支援技術者 (1) 本工事の現場における現場技術業務を（公財）三重県建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場立会、観察又は検測を行う場合は、業務に協力すること。また、書類（施工体制台帳、施工計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しない。 (2) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 (3) 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 (4) 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。 ☐ 電子メールを活用した情報共有 ☐ 電子メールを活用した情報共有 ☒ デジタル工事写真の電子小黒板の使用 デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）に準拠すること。 ☐ ICT活用工事 ☐ ICT活用工事（土工 1,000m3未満）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（小規模土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（舗装工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（橋脚・橋台）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（橋梁上部）特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ICT活用工事（土木工事編）（受注者希望型）」を適用 ☐ 特記仕様書（土木工事編）（受注者希望型）」を適用 ☐ 津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照） ☐ 特記仕様書（土木工事編）（発注者指定型）」を適用 ☐ 津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
施 工 条 件	☐ 熱中症対策	☐ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること。また、「気温の計測方法」「計測結果の報告方法」「具体的な熱中症対策の方法」について施工計画書に記載するとともに、熱中症対策実施後においては、実施状況について写真真実を添付して報告すること。
	☐ 公園内工事	☐ 公園利用者の安全確保につとめ、工事箇所に工事関係者以外が立ち入ることのないよう、注意して施工するものとする。
	☐ 災害復旧	☐ 工事用道路として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。また、地権者より制約条件、時間的制約等、要望された場合は、速やかに監督員に報告すること。
		☐ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第29条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。
	☐ 工所用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	☐ 現場発生日あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	☐ 支給品あり	☐ 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） その他（ ）
	☐ 砂基礎材料	☐ 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	☐ 埋戻し材料	☐ 砂基礎材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率0～20%以下とする。
	工 事 支 障 物 件 関 係	☐ 掘戻し材料
☐ 掘削土（現場発生日）		☐ 【流用土】掘削土（現場発生日）は、設計図書で明示する試験を実施し試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発生日）が流用土に適していない場合は、監督員と協議し、適した材料に変更する。
☐ 盛土材等工時間流用あり		☐ 運搬方法（ ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ））
☐ 現場パトロール		☐ 引渡場所（ ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） 運搬距離（L＝ km）
☒ 現場パトロール		☒ 公共工事の品質確保の促進を図る目的として、津市政策財務部検査課において、施工状況の確認等現場パトロールを実施することがある。
☐ その他（ ）		☐ その他（ ）
☐ 工事支障物件あり		☐ 支障物件名（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他（ ））
☐ 移設時期（ ）		☐ 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議
☐ 防護（ ）		☐ 防護（ ）
監 督 の 区 分		☐ その他（ ）
	☒ 一般監督	☐ 重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ）
仮設備関係	☐ 重点監督	※これ以外は、一般監督とする。
	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 転用あり（ 回） ☐ 兼用あり（ ） ☐ その他（ ）
	☐ 水替工（縮切排水工）	☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としてしているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、果が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。
		☐ 水替工（縮切排水工） ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☐ 構造及び設計条件 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ その他 ()	☐ 施工方法 ()
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり	☐ 再生材の種類 (☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂)
	☐ 六価クロム溶出試験あり (環境告示第46号溶出試験)	☐ 再生材が使用出来ない場合の措置 (☐ 新材に変更 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	☐ 再生コンクリート砂 (1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。)
		☐ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。
	☐ その他 ()	(認定製品の品名: ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他 ())
コリンズ 作成・登録	☐ コリンズ (CORINS) の作成・登録	☐ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板)
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
建設発生生情報交換システム 提出書類	☐ 建設副産物情報交換システム	☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ (CORINS) の作成・登録を行うこと。
	☐ 建設発生生情報交換システム	☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。
	☒ 工事完成報告書	☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生生情報交換システムのデータ更新を行うこと。
	☒ 完成写真	☒ 工事完成報告書の提出部数は2部とする。また、様式については、津市ホームページ (入札等に関する各種様式 (工事・コンサル) に定められたものとする。
	☒ 施工計画書 (作業主任者)	☒ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の upper 段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。(提出部数 2部 用紙サイズ: A4)
	☒ 施工体制台帳	☒ 作業主任者を選任すべき作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。
		☒ 工事を施工するために下請契約 (一次下請負人となる警備業者との契約含む) を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合も同様とする。
	☒ 部分下請通知書	☒ 工事の一部分において、下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書には、下請負業者 (再下請負業者を含む) との契約書等の写し、主任技術者等の資格者証の写し及び主任技術者等の雇用関係書類を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。また、添付書類については、施工体制台帳と兼ねることができる。
	☒ 工事使用材料	☒ 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公共工事共通仕様書 (令和6年7月) に示す規格に適合したものとする。また、使用する材料の品質証明の資料確認 (提示及び提出) は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。
	☒ 最終変更設計図面・竣工図面	☒ 延長、使用材料、舗装復旧面積等に変更が生じた場合は、監督員の指定する方法で当初図面の修正を行い、指定する日時までに提出すること。また、監督員の確認を受けた後、以下のデータをCD-RまたはDVD-R (メディア本体に工事名、工期及び請負業者名を記入) に格納し、提出すること。
		・工事位置図 (PDF) ※設計書添付のもの ・竣工図 (DXF) ※舗装展開図は不要 ・給水切替調書 (PDF) ・バルブ・消火栓オフセット図 (PDF) ・マーカーストップ図 (PDF) ・工事写真 (PDF) ※有用な写真のみ抜粋すること
	☐ その他 ()	☐ その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

No. 8

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
津市公契約条例	☒ 労働環境の確保に係る誓約事項	☒ 津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
暴力団等の不当介入の排除等	☒ 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	☒ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等（以下「暴力団等」という。）の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。 1 受注者の義務 (1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告するとともに所管の警察署に通報し捜査上必要な協力を行うこと。 (5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。 (6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 (1) 入札参加資格等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。 (2) 上記1 受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。 3 契約等の解除 (1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
建設業退職金共済制度に係る事務手続き	☒ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	☒ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。 2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により「掛金収納書提出用台紙」を購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書（電子申請方式）について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しない場合は「建設業退職金共済証紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。 3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1～4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいが、これにより難しい場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1、7 以上を目途とすること。 4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
建設業退職金共済制度に係る事務手続き		5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充当実績総括表」を作成し、監督員に提示すること。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提示を求める場合がある。 6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム（以下 CCUS という。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。
津市工事請負の地元調整	☒ 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共 工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等 地域をとりまとめる者という。また、水利組合、漁業協同組合など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為 (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等という。 4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者等について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関する内容を、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。 (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。 (6) 受注者は、対応に当たらないものとする。 (7) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
津市工事請負の 地元調整		5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部（局）の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則 第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県センターに通報を行うものとする。 また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部（局）の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県センターへ通報をさせるものとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておくなければならない。
その他	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。